

平成28年(ワ)第2407号

自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原 告 平 和 子

被 告 国

準 備 書 面 (15)

— 主張整理と立証計画について —

2019(平成30)年9月20日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係B 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 博文

弁護士 池田 賢太



記

第1 今後の進行について

1 第5回弁論期日とその後の協議において、今後の進行見通しについて協議がなされた。これを受け、原告の考え方を明らかにする。

(1) 原告が主張した基本的な事実、重要な争点に係る事実について、被告が認否をしていない点が未だ多く存在する。

また、訴訟提起後に「日報」問題が発覚し、南スーダンの現地情勢や国連や派遣部隊の活動状況、さらにはこれらに対する政府・防衛省の対応などについて、次々と新しい事実が明らかになってきた。これに対応

して、原告は準備書面で追加主張を行ない、あるいは求釈明を行なつてきたが、これに対する被告の認否・回答は不十分である。

そこで、本件の主張及び争点整理の到達点を振り返り、後記「第2」のとおり、被告には原告主張事実に対する認否を漏れなく行なうことを求める。

(2) 南スーダンの現地情勢や国連や派遣部隊の活動状況については、2016年7月8日以降の「ジュバ・クライシス」（首都の危機）を含む第10次隊の「日報」及び「モーニングレポート」の内容が重要である。

それゆえに、原告は、準備書面(1)、同(2)、同(5)において、可能な限り解読し、その到達点について主張してきた。

しかし、「日報」記載の内容は、本来、全部開示されて然るべきものである。けだし、「全般活動計画」（甲A192）の別紙第10によれば、作成が義務づけられている公文書である。しかも、内容的にも「国際平和協力活動に関する研究及び教育訓練」に資する目的であるから、廃棄したり、殊さら内容を秘匿するような性質の文書でない。

原告は、改めて、全面開示した「日報」「モーニングレポート」の提出を求めるとともに、文書提出命令申し立てを検討している。

(3) 被告が「情報隠し」を行なつていたため、南スーダンの現地情勢や国連や派遣部隊の実情等の情報が、2017年5月の11次隊の撤退以降、断片的、五月雨式に出てきているという状況にある（甲A244乃至248など）。

また、国連安保理やUNMISS、国際人権組織のレポートやジャーナリストの報道なども出てきている。従つて、原告は引き続き、必要な主張の追加、書証の提出を行なっていくものである。

2 以上を前提に、立証については次のように考え、準備を始めている。

(1) 国連PKOの活動原則・活動実態とその変遷（特に武力行使原則につ

いて) と日本のPKO派遣5原則との関係について明らかにする。

証人候補者として、NGOや国連職員として世界の紛争地で紛争処理や武装解除などに当たった経験を持ち、国際人道法(交戦法規)などに通じた専門家を想定している。

(2) 南スーダン紛争の実態とUNMISS並びに自衛隊の活動内容について明らかにする。また、「日報問題」の経緯と内容についても明らかにする。

証人候補者として、南スーダン情勢や国連、自衛隊の活動実態についてよく知っており(現地取材を含む、現地情報の収集分析をしている人)、防衛省「日報問題」に通じた専門家を想定している。

(3) 現代の戦闘やそのための訓練、兵士の負傷や精神疾患の実態、並びにそれが家族に与える影響について明らかにする。南スーダンに派遣された隊員の勤務環境、衛生環境、家族の精神状態などの分析を含む。

証人候補者として、戦場医療やコンバット・ストレスに通じた専門家(医師)を想定している。

(4) 以上に加えて、原告本人である。

第2 被告は、原告主張の基本的事実に対して認否せよ

被告は、45頁にわたる答弁書を提出したが、内容的に子細に見ると、本件訴訟の争点に係る基本的な事実に対して、実質的に認否をしていない、もしくは避けていると思われる点が少なくない。

以下に、認否なされるべき事実を指摘し、その理由を述べる。

1 「第2 南スーダン紛争の実態と国連PKO」「1 スーダン共和国から南スーダン協和国の分離独立と国連PKO」について

訴状13頁23行目から14頁9行目の下記主張事実について

「(9) エチオピアの東にはジブチ共和国があり(別紙2)、2001年9月の米国同時多発テロ事件・対テロ戦争以降、中東・アフリカに

向けた軍事的要衝として、従来から駐留する仏軍に加え、米軍を中心とするNATO軍も基地を置く。

また、ソマリア沖の海賊に対処する多国籍部隊として、第151合同任務部隊（CTF151）が編制され、日本は2009年成立の海賊対処法に基づいて自衛隊を派遣し、2011年7月（UNMISSへの派遣の直前にあたる）、自衛隊航空隊の拠点基地を開設している。

同基地は、ジブチ国際空港の北西地区の約12ヘクタールに、P3C哨戒機の駐機場や司令部庁舎などを整備し、約180人の隊員が活動している。

自衛隊は、2013年12月以降、派遣水上部隊のうち護衛艦1隻をCTF151に編入させ、2014年2月以降は派遣航空隊も編入させた。

同基地は、海賊がほとんどいなくなった現在でも、多目的利用の名で維持され、南スーダンPKOに対する自衛隊員や物資、邦人輸送の中継地としても位置づけられている。」

（下線は、原告代理人）

【明確な認否を求める理由】

南スーダン派遣部隊に対して、どのような後方支援体制、移動方法がとられてきたかは、憲法9条1項の「武力の行使」の該当性を判断する指標の1つとなる。

河野幕僚長が、訪米文書で「ジブチは海賊対処のみならず、他の活動における拠点にしたい」と述べた（甲A182）主旨、航空自衛隊の「日報」の存在とその内容如何（甲A244）とも関連する。

2 同「2 南スーダン建国後と国連PKO」について

（1）訴状15頁1～6行目の下記主張事実について

「翌2014年1月23日に両者は停戦合意を結ぶが、一度火のつい

た内戦は止まることなく、瞬く間に北部へ拡大し、破局的な人道被害が発生した。その内容は、全人口の2割230万人が国内、国外の避難民となる、村落焼き討ち、虐殺、集団レイプ、強制移住が行なわれ、少年の強制徴兵が行なわれるといった深刻なものだった。480万人が食糧不足に陥り、その状態がいまも続いている。」

(下線は、原告代理人)

【明確な認否を求める理由】

本件PKO派遣の目的について、政府は「人道的な見地」「活動関係者の生命及び身体の保護」「安全の確保」等を強調するが、これらが問題とされる現地の具体的な情勢について、被告は答弁及び積極的主張を避けている。

国際的な援助について、なぜPKOの中でも軍事部門に自衛隊を派遣することが必要なのか（他に文民部門があり、「国際貢献」の方法は多様である）、PKO派遣5原則への適合性をどう判断したのか、に関連する事実であり、明確な認否を求める。

(2) 訴状15頁9行目～15行目の下記主張事実について

「そこで、2014年5月27日、国連安保理事会は、決議2155号で、UNMISSの任務を変更し、住民保護を筆頭任務とし、そのためにPKO部隊の兵力の上限を引き上げた（甲13）。その結果、UNMISSは、目的遂行のために政府軍（大統領派と副大統領派の双方を含む）との戦闘も想定するものだった。

2015年8月21の国連事務総長報告は、2014年4月から8月までの南スーダンPKOに対する攻撃102件のうち、実に92件が南スーダン政府軍によるものと認定している。

(下線は、原告代理人)

【明確な認否を求める理由】

被告は、安保理決議 2155 号に関して、「UNMISS の任務を文民の保護、人権状況の監視及び調査、人道支援実施の環境作り及び敵対的行為の禁止等に関する合意の履行支援の 4 分野に限定した」と述べるのみで、「住民保護を筆頭任務とし、そのためにPKO部隊の兵力の上限を引き上げた」という重要な事実について認否していない。

さらには、2155号決議が「目的遂行のために政府軍（大統領派と副大統領派の双方を含む）との戦闘も想定するもの」であったこと、その結果、国連事務総長報告が「2014年4月から8月までの南スーダンPKOに対する攻撃102件のうち、実に92件が南スーダン政府軍によるものと認定している」に対しても答弁していない。

これは、PKO派遣 5 原則への適合性判断に係わる事実として重要であり、明確な認否を求める。

(3) 訴状 15 頁 20 行目～27 行目の下記主張事実について

「2016年1月21日の国連南スーダンPKOの報告書は、「この2年間で、情け容赦ない戦闘とその多方面にわたる影響が続いており、民間人全体の人権と生活条件に対する重大な衝撃を与えていた」として、苛烈な内戦状態が現に続いていることを明らかにしている（甲14）。」

2016 年年 2 月 17、18 日には、北東部の州都マラカルの国連基地内の避難民保護キャンプを南スーダン政府軍兵士が襲撃し略奪・焼き討ちを行ない、「国境なき医師団」2 名を含む 18 人が死亡し、90 人以上が負傷する事件が起きた。」

(下線は、原告代理人)

【明確な認否を求める理由】

前記(2)【明確な認否を求める理由】の「さらには」以下と同旨である。客観的な資料に基づいており、認否できないはずがない。

- (4) 訴状 16 頁 2 行目～11 行目の下記主張事実について
- 「7月8日から再びジュバ市内で300人以上が死亡する激しい内戦が始まった。陸自部隊は宿営地内にとどまるほかなく、活動中止の態となり、中国兵2人が死亡している。（「とても生きられるとは思わなかつた—ジュバでの殺人、レイプ、略奪—」2016.10.25 アムネスティインターナショナル報告書・抄訳／甲15、2016.11.1 国連「2016年にジュバで発生した暴力とそれに対するUNMISSの対応についての独立特別調査報告書」要約・抄訳／甲16）」

当時、ジュバには国際協力機構（JICA）関係者約50人を含む約70人の邦人が滞在していた。そのため、政府は持ち回り閣議で、C130H輸送機の現地派遣を決定し、中谷防衛相（当時）が派遣命令を出した。」

（下線は、原告代理人）

【明確な認否を求める理由】

当該主張は、「ジュバ・クライシス」（首都の危機）と言われる、政府軍と反政府軍が首都ジュバで武力衝突した事実についてである。

これに対して、被告は、「平成28年（2016年）7月の現地治安情勢の悪化」と述べるだけで、「その余は、現時点において認否の要を認めない」（答弁書17頁7行目）として、一切認否していない。

しかし、提訴後に発生した自衛隊の「日報」隠しや黒塗り開示と係わり、「ジュバ・クライシス」（首都の危機）でどういう戦闘行為があったのか、国連施設や自衛隊宿営地で何が起きたのか、政府自衛隊がどう対応したのかは、PKO派遣5原則への適合性判断に係わる極めて重要な事実であり、明確な認否を求める。

- (5) 訴状 16 頁 21 行目～17 頁 3 行目の下記主張事実について

「(7) 同年 8 月 12 日、国連安保理は決議 2304 号で、同年 7 月に始まった内戦による人道被害に対して文民を積極的に防護するため、地域防護軍 4000 人を新たに派遣することを決定した(甲 17)。」

そして、「国連文民保護施設、国連施設、国連要員、国際的国内的人道援助組織や文民に対して攻撃を企図しようとしていることが確実である、あるいは攻撃を仕掛けているいかなる主体（政府軍も含む－原告代理人注）に対しても、迅速で効果的な交戦」(下線は原告代理人)を行う権限を与え、先制攻撃を行なうことも可能とした。」

(下線は、原告代理人)

【明確な認否を求める理由】

当該は、「ジュバ・クライシス」(首都の危機)後の国連安保理の情勢認識とそれに基づく任務の変更内容についての主張である。

ところが、被告は、「同年 8 月 12 日、UNMISS の活動期間を同年 12 月 15 日まで延長し、新たに 4000 人規模の地域保護部隊を UNMISS 内に創設すること等を内容とする安保理決議 2304 号が採択された」(答弁書 17 頁)と述べるのみで、原告が主張した事実(前記「そして」以下)に対する答弁を、避けている。

かかる事実は、その後のPKO 派遣 5 原則への適合性判断に係わる重要な事実であるから、明確な認否を求める。

(5) 原告は、以上の事実主張に続き、準備書面(1)において本訴訟提起(2016 年 11 月)後の南ス-ダン情勢と国連の対応、これに対する「日報問題」発覚の経緯と内容について主張し、準備書面(2)において日報の内容分析を行い、準備書面(5)において 2017 年 2 月以降の南ス-ダン情勢と国連の対応について、事実主張を行なってきた。

被告は、前述したとおり基本的な事実について認否をしていない反面、「その余は、現時点において認否の要を認めない」とする（答弁書17頁7行目。下線は原告代理人）。そうであれば、本訴訟提起及び「日報問題」発覚以降に明るみになった事実については、提訴から1年半余りが経った「現時点」において、改めて「認否の要」を検討し、誠意をもつて答弁すべきである。

3 同「3 南スーダン国連PKOへの自衛隊の対応」について

(1) 訴状18頁4行目～12行目の下記主張事実について

「ア 「第5次隊教訓要報」に拠れば、2013年12月24日、UNMISS司令部からジュバ国連施設の防護の指示があり、その内容には『火網』の連携」があった。「火網の連携」とは宿營地に駐屯する各国のPKO部隊が、宿營地を武装勢力の襲撃から防護するため、隣接部隊と連携して火器を使用するもので、火器の弾道が網の目のようになるものである。

これに対して自衛隊は、憲法9条及びPKO協力法に反すると
の認識から、一時、部隊の撤退を計画した（朝日新聞13年12月25日）。

すなわち、第5次隊は中央即応軍司令部とのテレビ電話協議で、中央即応軍司令部から「緊急撤収計画」の具体化を進めるよう示唆され、同施設部隊長は「緊急撤収計画」を決裁したとある。」

（下線は、原告代理人）

【明確な認否を求める理由】

被告は、第1段落第1文の記載は認めつつも、同第2文について「原告の見解を述べるものであり、認否の限りでない」と答弁する。

しかし、「火網の連携」とは何かを説明する原告の事実主張であり、被告（自衛隊）が使用する用語であるから、認否し、あるいは積極的に説明すべきである。

第2段落について、被告は新聞記事の存在を認める。しかし、原告は、記事の内容を事実として主張しているのだから、認否すべきである。

以上の事実は、UNMISSと自衛隊との軍事的関係を明らかにし、2013年12月24日にいかなる軍事行動がなされたかを明らかにするもので、PKO派遣5原則への適合性判断に係わる重要な事実である。

(2) 原告の準備書面(7)と再度の求釈明申立書について

原告は、準備書面(7)において、自衛隊の本件南スーダンPKO派遣が、軍事的に最も精強な部隊である中央即応集団の指揮監督の下に行なわれており、実際にも同集団の要員が派遣され軍事的に枢要な任務を遂行していることを主張した。

そして、同準備書面の「第2」及び再度の求釈明申立書（2018年2月16日付）の「第2」において、「南スーダン派遣施設部隊を含む派遣要員全員のうち、中央即応集団から派遣された人数」、「それがどの部隊から、それぞれ何人派遣されたのか、その任務は何なのか」について明らかにするよう求めた。

これに対して、被告は回答を拒否したが、それでも原告が知り得た情報に基づき主張した事実に対しては、認否すべきである。

なぜならば、本件訴訟の重要争点は、南スーダンPKOに派遣された自衛隊が、現地の内戦情勢やUNMISSの任務（治安維持）との関係で、いかなる装備等に基づき、どのように任務を遂行したかにあり、それが憲法9条1項の「武力の行使」に該当するか否かにある。この点で、海外派遣を主要任務とする精強な部隊である中央即応集団の指揮監督の下に派遣されていたこと、及び同集団より選抜された派遣隊員が

実際にどのような任務を帯びて活動をしていたかは重要な要素だからである。

4 「第3 南スーダンPKOへの自衛隊派遣の意見・違法性」「1 国連憲章における平和的解決義務と平和維持活動（PKO）」について

「(2) PKOの変質・変遷－国連憲章7条に基づき国際交戦法規を適用」
(21頁19行目以下)について

被告は、本項について、「国連PKOが安保理決議に基づき行なわれていること、UNMISSに関する安保理決議において、国連憲章第7章への言及があることや、UNMISSにおいて交戦法規（ROE）が定められていることは認め」とし、その余は「国連PKOに関する原告の見解ないし評価を述べるものであり、認否の限りでない」と答弁する。

しかし、国連PKOが武力行使についてどう規制しているかは、わが国PKO協力法の憲法適合性（法令違憲）やUNMISSに派遣することの憲法適合性（適用違憲）を判断するうえで前提となる事実である。

この点で、原告は、準備書面(8)において、「PKOの本質と変遷、特に武力行使原則をめぐって」と題し、この問題にテーマを絞った主張書面も提出している。

以上より、被告は、かかる原告の事実主張に対して認否並びに積極的な主張を行い、違憲か合憲かの分岐点についての主張を明確にすべきである。それが、国の国民に対する説明義務でもあり、国の取るべき応訴態度であると思料する。

第3 結論

以上のとおり、裁判所は、被告に対して、原告主張に対する認否と積極主張を促し、双方の主張の整理を図ることを求める。

以上